

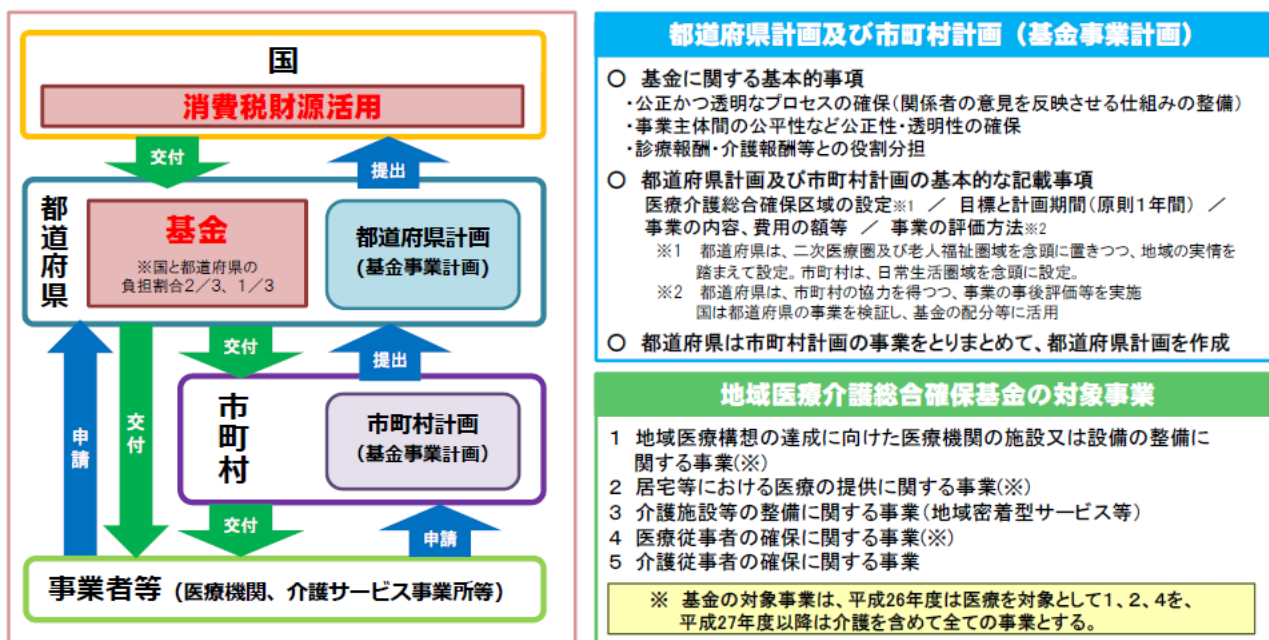
地域医療介護総合確保事業（新たな財政支援制度）提案募集要領（平成 27 年度分）

1 地域医療介護総合確保事業（新たな財政支援制度）の概要

- 今般の社会保障・税一体改革により、消費税引上げによる増収分を含む消費税収（国・地方、現行の地方消費税収を除く）が、すべて社会保障財源化されることとなります。
- 平成 26 年度は消費税増収 5.0 兆円のうち、医療・介護サービスの提供体制改革の推進のために 544 億円を活用することとし、この 544 億円とその他上乗せ措置 360 億円の合計 904 億円（うち 1/3 は都道府県が負担）を財源として、平成 26 年度から各都道府県で新たな基金を設置することとなりました。
⇒平成 27 年度予算案は 1,628 億円（医療分 904 億円，介護分 724 億円）
- この制度は、第 186 回通常国会において成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保するため、医療・介護を対象とした新たな財政支援制度（基金）として創設されたものです。
- この基金は各都道府県に造成し、各都道府県が作成する計画に基づき事業を実施しますが、平成 26 年度はまず医療分野を対象とし、介護分野については次期介護保険事業計画がスタートする平成 27 年度から実施されることとなっています。

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



2 提案募集の趣旨

- 新たな財政支援制度の仕組みでは、国から交付される交付金を都道府県で基金として造成し、都道府県が医療介護総合確保法に基づき作成する計画に掲載された事業に活用することとされています。
- 今回は、今後作成する平成 27 年度の本県の同法に基づく計画（以下「地域医療介護総合確保計画」という。）に盛り込む事業について提案募集を行うものです。

3 新たな財政支援制度の対象事業

（【医療】の詳細は別紙 1「平成 27 年度地域医療介護総合確保事業（医療分）事業例を、【介護】の詳細は、別紙 2「平成 27 年度地域医療介護総合確保事業（介護分）事業例を参照）

（1）病床の機能分化・連携のために必要な事業【医療】

- ①医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備 等

（2）在宅医療（歯科・薬局を含む）を推進するための事業【医療】

- ①在宅医療を支える体制整備（地域包括ケアシステムの構築） 等
- ②在宅医療（歯科）を推進するために必要な事業 等
- ③在宅医療（薬剤）を推進するために必要な事業 等

（3）医療従事者等の確保・養成のための事業【医療】

- ①医師の地域偏在対策のための事業 等
- ②診療科の偏在対策，医科・歯科連携のための事業 等
- ③女性医療従事者支援のための事業 等
- ④看護職員等の確保のための事業 等
- ⑤医療従事者の勤務環境改善のための事業 等

（4）介護施設等の整備のための事業【介護】

- ①地域密着型サービス施設等の整備
- ②介護施設の開設準備経費等への支援
- ③特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

（5）介護従事者の確保のための事業【介護】

- ①参入促進
- ②資質の向上
- ③労働環境・処遇の改善

4 募集期間

平成 27 年 1 月 15 日（木）～平成 27 年 2 月 6 日（金）

5 事業の提案方法

提案書に記載の上、必ず以下のいずれかの団体を通じて提出してください。

なお、介護分の「介護施設等の整備のための事業」については、提案者は市町のみとします。

（団体名）

- ・一般社団法人広島県医師会
- ・一般社団法人広島県歯科医師会
- ・公益社団法人広島県薬剤師会
- ・公益社団法人広島県看護協会
- ・社団法人広島県病院協会
- ・全国自治体病院協議会広島県支部
- ・広島大学

- ・公益財団法人広島県地域保健医療推進機構
- ・一般社団法人広島県精神科病院協会
- ・訪問看護ステーション協議会
- ・一般社団法人広島県助産師会
- ・公益社団法人広島県理学療法士会
- ・一般社団法人広島県作業療法士会
- ・広島県言語聴覚士会
- ・広島市連合地区地域保健対策協議会
- ・海田地域保健対策協議会
- ・芸北地域保健対策協議会
- ・広島県西部地域保健対策協議会
- ・呉地域保健対策協議会
- ・広島中央地域保健対策協議会
- ・尾三地域保健対策協議会
- ・福山・府中地域保健対策協議会
- ・備北地域保健対策協議会
- ・広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会
- ・社会福祉法人広島県社会福祉協議会
- ・広島県社会福祉法人経営者協議会
- ・広島県老人福祉施設連盟
- ・公益社団法人広島市老人福祉施設連盟
- ・広島県老人保健施設協議会
- ・公益社団法人日本認知症グループホーム協会広島県支部
- ・全国軽費老人ホーム協議会中国ブロック
- ・広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会
- ・広島県訪問介護事業連絡協議会
- ・広島市域通所サービス連絡協議会
- ・広島市域訪問介護事業者連絡会
- ・特定非営利活動法人広島県介護支援専門員協会
- ・公益社団法人広島県介護福祉士会
- ・公益社団法人広島県社会福祉士会
- ・広島県社会保険労務士会
- ・公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
- ・一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟
- ・社団法人日本社会福祉士養成校協会
- ・公益社団法人介護労働安定センター広島支部
- ・一般社団法人広島県シルバーサービス振興会
- ・一般社団法人日本在宅介護協会
- ・一般社団法人日本福祉用具供給協会中国支部広島県ブロック
- ・一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会広島県ブロック
- ・一般社団法人全国特定施設事業者協議会（広島県特定施設連絡会）
- ・広島県民生委員児童委員協議会
- ・公益財団法人広島県老人クラブ連合会
- ・公益社団法人認知症の人と家族の会広島県支部

- ・特定非営利活動法人ひろしま NPO センター
- ・広島県商工会連合会
- ・広島県生活協同組合連合会
- ・広島県農業協同組合中央会
- ・広島県労働者福祉協議会
- ・公益財団法人さわやか福祉財団中国ブロック
- ・広島県地域包括ケア推進センター
- ・各市町

※介護施設等の整備のための事業に係る留意事項

- ・対象事業の詳細は、別添 2-1 の 2 及び別添 2-3 の③を参照してください。
- ・各市町においては、別添 1 「基礎資料（市町分）」及び、別添 2 「平成 27 年度 介護施設等の整備に関する事業見込量等調査票」を作成してください。

なお、介護施設等の整備のための事業がない市町にあっても、別添 1 及び別添 2 に必要事項を記載して高齢者支援課に提出してください。

- ・提出に当たっては、事業が、市町の第 6 期介護保険事業計画に基づく介護サービス量の増を図るための整備であることなど、市町の第 6 期介護保険事業計画との整合性や必要性、優先度を十分に検討のうえ提出してください。また、必要に応じて、民間事業者等に対して照会のうえ提出してください。
- ・なお、介護施設等の整備に係る提案を希望する民間事業者等は、市町の第 6 期介護保険事業計画との整合性を図る観点などから、施設を設置しようとする市町に相談してください。

6 留意事項

(1) 事業者負担について

- ・特定の事業者の資産形成につながる事業については、必ず事業者負担を求めます。
- ・政策上必要なもので、資産形成につながらない事業については、事業者負担を求めないこともあります。

(参考)・H26 年度事業における補助率

施設整備	1 / 2
設備整備	2 / 3
ソフト事業	10 / 10

- ・介護分の介護施設等の整備関係

現在、補助単価等は未定です。

(平成 26 年度末で終了予定の「小規模施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等交付要綱」及び「広域型施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等交付要綱」参照)。

(2) 事業の評価

- ・事業ごとに具体的な指標や目標値及び達成年度を設定する必要があります。

(3) 自治体事業の取り扱い

- ・自治体が実施する事業については、民間事業者を対象とする研修など、民間事業者や住民に広募集要領-4

く恩恵を及ぼすものは基金の対象としますが、自治体の行政経費（検討会経費等）については、対象となりません。

(4) 他の補助事業等との関係

- ・診療報酬や他の補助金等で措置されているものや措置が想定されているものは事業対象とはなりません。

(5) 介護保険制度における地域支援事業との関係

- ・提案書の提出を行った自治体のみが対象となる事業は、原則、当該基金の対象とはなりません（ただし、国庫補助金から当該補助金に移行するものは除く。）。
- ・複数の自治体対象となる広域的な事業であっても、県が広域的に取り組んでいる既存事業（認知症施策等）と類似する場合は、当該基金の対象とならない場合があります。
- ・平成 27 年度以降、市町が実施することとされている地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業で位置づけられた事業（その一部を含む。）と同じ内容については、当該基金の事業対象とはなりません。

(6) 医療介護総合確保法に基づく市町計画との整合性

- ・在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業については、別途、医療介護総合確保法に基づく市町計画を提出する必要がありますので、関係市町と協議を行ってください。

(7) 市町介護保険事業計画との整合

- ・介護関係事業については、市町介護保険事業計画との整合を図ってください。

7 提案書の取扱い

提案いただいた内容を県及び新たな財政支援制度検討委員会において、事業の適否等を検討し、平成 27 年度の計画を作成します。

このため、上記 5 の各団体において、提案事業の内容を確認の上、優先順位を付して提出してください。

当県においては、事業に効果的に取り組むため、各施策について目標設定を行い、事業に取り組んでいます。

地域医療介護総合確保事業についても同様に、別紙のとおり県において具体的な数値目標を定めて事業を推進していくものです。

ついでには、この目標達成に寄与する事業を計画に盛り込む予定ですので、これらの目標を踏まえた事業を提案してください。

また、必要に応じて、個別にヒアリング等を実施することもありますので、御協力をお願いします。

なお、今回の事業提案募集はあくまで計画策定の参考とするものです。御提案いただいた事業が計画に採用されたとしても、事業採択されたというものではございませんので、御注意ください。

介護分のうち介護施設等の整備については、事業例は示されましたが、現時点で対象事業の詳細が明らかでない箇所があるので、国から示され次第、改めてお知らせします。

8 問い合わせ先

【医療】

広島県健康福祉局医療政策課医療企画グループ 橋本・吉木

電話 082-513-3065 (ダイヤルイン)

メールアドレス fuiryou@pref.hiroshima.lg.jp

【介護】

(施設整備)

広島県健康福祉局高齢者支援課施設グループ 山根

電話 082-513-3199 (ダイヤルイン)

メールアドレス fukoureishien@pref.hiroshima.lg.jp

(介護従事者の確保)

広島県健康福祉局介護保険課企画調査グループ 森野

電話 082-513-3206 (ダイヤルイン)

メールアドレス fukaigo@pref.hiroshima.lg.jp

広島県健康福祉局地域福祉課介護人材グループ 石井・妹尾

電話 082-513-3142 (ダイヤルイン)

メールアドレス fuchiiki@pref.hiroshima.lg.jp

(別紙) 地域医療介護総合確保事業の目標一覧

地域医療介護総合確保事業の目標について

★目標の考え方：将来的に医療・介護ニーズが増大しても、県内すべての地域において、現在と同等の医療・介護が受けられる体制が整い、それを担う人材が確保されている。

ワーク	主な構成事業の内容	項目	目標値の考え方と戦略的意義	現状値	H27	H29	H37	ゴールイメージ(県策定計画)
医療資源の効率的な活用	○地域医療構想(ビジョン)に基づく整備 など	ビジョン	○二次医療圏ごとに、将来医療ニーズ等から算出した必要病床機能を確保するための整備件数 →地域の実情に応じた医療機能の必要病床が確保され、適時適切な医療が受けられる。	-	地域医療構想による(H27策定)	地域医療構想による(H27策定)	地域医療構想による(H27策定)	医療機関の連携や機能分担を進めるとともに、医療情報を共有することにより、効率的な医療連携が全県で行われている
	○基幹病院の役割分担 ○共同利用機器の整備 など	医療機能の分担・連携	○病院の機能重畳が整理され、高額医療機器の共同利用等が行われている二次医療圏整備 →医療機能の分担・連携の維持、強化に次ぎ、医療資源を有効活用した効率的な体制が整う。	6二次保健医療圏	全7二次保健医療圏	全7二次保健医療圏	7二次保健医療圏の維持、強化	
	○地域医療情報ネットワークの整備 など	HMネット参加医療機関	○県内の全医療機関(病院・診療所・歯科・薬局 約6,000施設) →検査や受診等の情報が共有され、地域の診療所や在宅医療に移行しても、切れ目ない連携が行われる。	504施設	1,000施設	1,800施設	6,000施設	
看護師等の確保・確保体制の整備	○医師の確保、地域偏在解消 ○不足する診療科の確保、養成 など	医療施設従事医師数(人口10万人対)	○医療ニーズが増大しても、全ての地域において、現在と同等な医療を提供するために必要な医師数 →医療ニーズが増加しても、県内の全ての地域で、必要な医療を受けることができる。	245.5人(H24)	-	264.6人(H28)	280.2人	県民の安全・安心を支える医師等の医療人材の量を確保するとともに、保健医療従事者の技能の質の向上が図られている
	○県内就業、離職防止、再就業促進への支援 ○看護学生への教育の充実 など	医療施設従事看護職員数(人口10万人対)	○医療・介護ニーズに対応するために必要な看護職員数 →医療・介護ニーズの増加に対応できる数の看護職員が確保される。	1418.6人(H24)	-	1514.2人(H28)	1870.7人	
	○働き続けやすい職場環境づくり ○負担の大きい診療科への支援 など	勤務環境改善計画を策定する医療機関	○医療法に定められた医療従事者の勤務環境改善計画策定に取り組み医療機関数 →健康で安心して働くことができる勤務環境が整えられることで、看護職員等の離職防止が図られる。	-	病院(200床以上) 50%	病院(200床以上) 100%	全医療機関	
	○地域で必要とされる医療に関する研修 など	医療従事者の資質向上	○必要とされる保健医療サービスに対応した知識・技能をもった医療従事者数 →ニーズに合った質の高い保健医療サービスを効果的に提供することができる。	-	必要な知識・技能を習得した医療従事者の増	必要な知識・技能を習得した医療従事者の増	必要な知識・技能を習得した医療従事者の増	
地域包括ケア体制の構築	○地域包括ケア・県内全市の評価、構築手法の普及定着 など	地域包括ケア体制の構築	○県内30分以内に必要医療・介護サービスが提供される日常生活圏(中学校区単位) →住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる。	23市町(少なくとも1日常生活圏)	45日常生活圏	全125日常生活圏	全125圏域市町主導で運営できる体制の構築	住み慣れた地域で、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスが切れ目なく適切に提供(全125日常生活圏)され、安心して暮らし続けることができる
	(在宅歯科) ・在宅歯科診療の拠点整備(薬局) ・医療・歯主材料の供給拠点の整備 ・在宅医療連携の強化(訪問看護) ・訪問看護ステーション間の連携強化 ・他地域への看護師の派遣	在宅歯科診療ができる歯科医療機関	○在宅高齢者に必要な口腔ケアを確保するために必要な医療機関数 →在宅の高齢者に適切な口腔ケアを提供することにより、嚥下等の向上や歯周病等に起因する病状を予防することができる。	145施設	217施設	361施設	全日常生活圏で在宅歯科診療施設(450施設)	
	○高齢者等の必要なサービスが提供できる在宅支援策の推進	在宅支援策の推進	○高齢者等の必要なサービスが提供できる在宅支援策の推進 →高齢者による患者の脱落管理や無断離院の防止がなされる体制が整う。	0人	40人	160人(各圏域1人)	全日常生活圏で薬剤師による在宅支援策(84人)	
認知症対策の推進	○初期集中支援チームの設置 ○認知症診療の機能分化・治療プログラムの開発 など	入院患者の入院後1年時点の退院率	○現在の病床数を維持したまま、入院が必要な患者の受入が可能となる退院率 →早期発見・早期診断と最適な入院治療により、認知症の重症化を防止し、在宅を基本とした生活を継続することができる。	56.9%	56.9%	59.8%	61.2%	医療・介護資源を効果的に活用した専門医療による早期発見・早期診断、効率的な入院治療を提供できている
	○介護施設の計画的な整備 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の促進 など	・居宅サービス ・地域密着型サービス ・施設整備数	○全ての要支援・要介護者が必要とする介護サービスの充足 →高齢者が必要とする介護サービスを適正に整備することにより、高齢者が地域で安心して生活することができる。	居宅:98,807人 地域密着型:10,966人 施設整備:21,348人(H25)	-	居宅:110,574人 地域密着型:16,998人 施設整備:22,552人	居宅:141,624人 地域密着型:20,519人 施設整備:25,492人	
質向上と適正化	○多職種との連携・協働によるケアマネジメント体制の構築と人材育成 など	要支援・要介護認定率	○介護保険制度が維持可能な認定率 →要支援・要介護認定率の増加を抑制し、介護給付費の適正化が図られる。	19.7%(H25)	-	20.0%	24.0%	介護給付費の適正化を通して将来にわたって持続可能な介護保険制度が構築されている
雇用の確保	○県内就業、離職防止、再就業促進への支援 ○福祉・介護職のイメージアップのための広報活動 など	県内介護職員数	○介護ニーズに対応するために必要な介護職員数 →介護ニーズの増加に対応できる数の介護職員が確保される。	47,725人(H25)	-	53,348人	60,518人	福祉・介護ニーズの増大・多様化に対応できるだけの福祉・介護従事者が確保されている

【保健医療計画】
すべての県民が心身の健康を保持増進し、安心して質の高い保健医療サービスを受けられるよう、急性期、回復期から、維持期、在宅の医療にいたる切れ目のない連携体制が構築されている

地域医療介護総合確保方針に基づき、一体的に強い整合性を持った形で推進(H30~同時改正)

【高齢者プラン】
できる限り住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、必要に応じた多様なサービスが提供できる地域包括ケアに対応した介護サービスが提供されている

※今回整理した目標値は、現時点で県が想定する値であり、今後、情勢の変化等に対応して、調整を行うことがある。